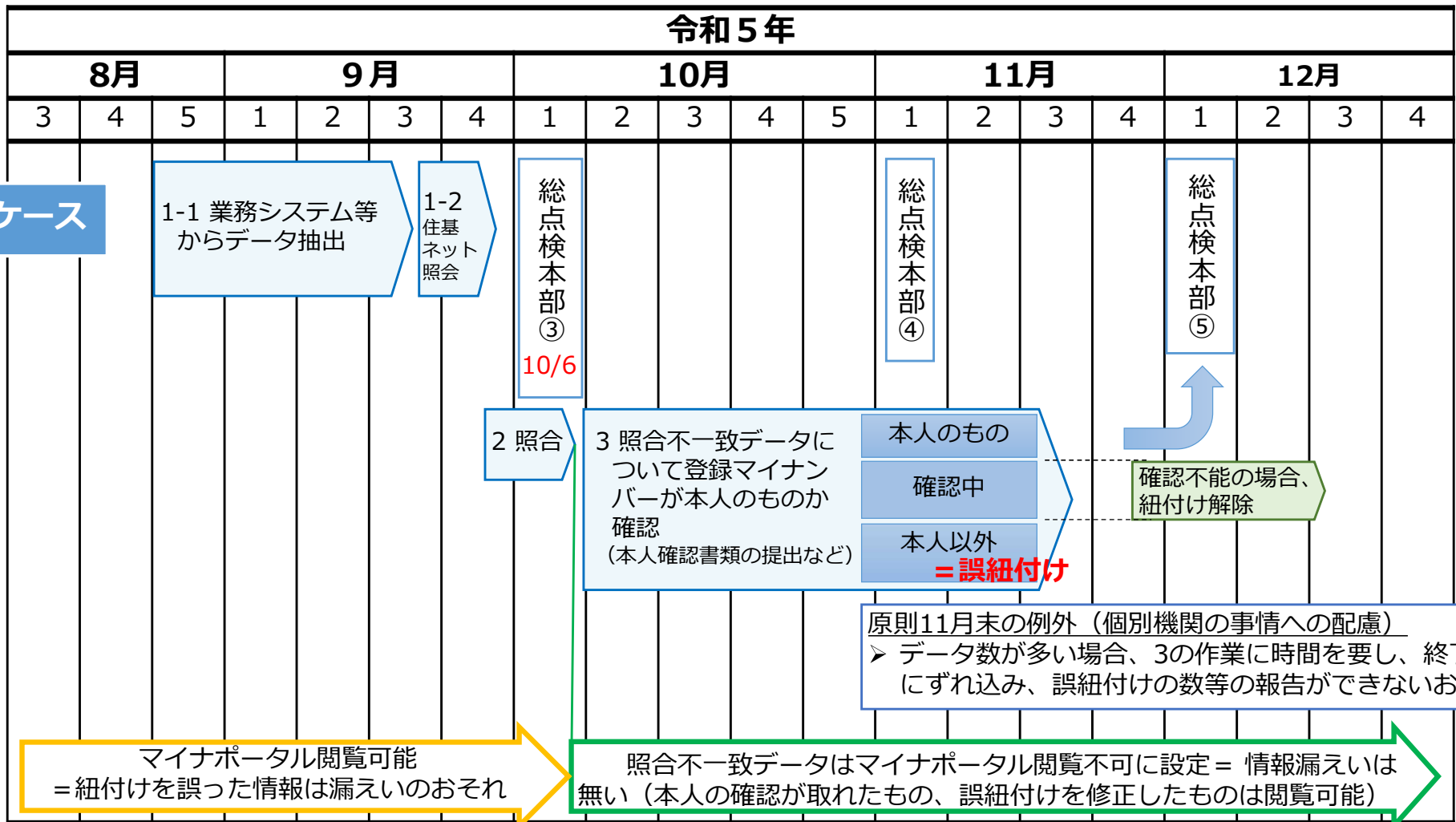


# 総点検のスケジュール

- 各々の機関の事情に配慮しながら、原則11月末までに、個別データの点検（マイナンバー＋基本4情報データの抽出 ⇒ 照合 ⇒ 不一致データについて登録されたマイナンバーが本人のものか確認）を実施。
- 9月末、10月末、11月末に進捗状況を取りまとめ、翌月に総点検本部を開催し、公表。12月の総点検本部では、事務ごとの個別データの点検数・誤紐付けの数・継続確認の数を報告。



# 個別データ点検を行う事務・対象機関

○ 紐付け作業の実態把握の調査等を踏まえ、個別データの点検対象を整理（9月6日公表）。

① 点検済のもの（先行して点検を行ったもの）

事務	個別データの点検対象機関数※1	個別データの点検対象件数（紐付け誤り件数と割合）
健康保険証※2	1,313	約1,570万（1,109件※3、約0.007%）
共済年金	7（全団体）	約510万（118件、約0.002%）
公金受取口座	1（全団体）	約5,600万（940件、約0.002%）

② 点検中のもの（個別データの点検が必要と整理されたもの）

暫定値・精査中

事務（それぞれの情報に関する事務）※4	個別データの点検対象機関数※1	個別データの点検対象件数※5	事務（それぞれの情報に関する事務）※4	個別データの点検対象機関数※1	個別データの点検対象件数※5
所得・個人住民税情報	34	7,700	中国残留邦人等支援給付支給情報等	1	1
児童手当支給情報	8	2,000	身体障害者手帳情報	208（全自治体）	2,500,000
介護保険資格・給付情報	10	110	精神障害者保健福祉手帳情報	129（全自治体）	1,100,000
障害支援区分認定情報	32	2,700	療育手帳情報	69（全自治体）	730,000
補装具費支給情報	26	260	小児慢性特定疾病医療費助成の支給情報	1	5,200
障害者自立支援に関する給付情報（更生医療）	18	20	障害児入所支援・措置情報（ひとり親支援関係等）	1	800
障害者自立支援に関する給付情報（育成医療）	14	30	障害児入所支援・措置、生活援助情報（ひとり親支援関係等）	1	800
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）	5	120,000	障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当情報	9	500
障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報・施設入所支援情報を含む。）	35	2,400	障害児入所支援・小児慢性特定疾病医療等情報（ひとり親支援関係等）	1	800
障害児通所支援給付情報	21	1,000	妊娠届出情報	6	100
養育医療費の給付情報	5	120	難病患者に対する特定医療費の支給情報	1	40,000
生活保護情報	19	61,000	労働者災害補償給付情報	1	260

※1 事務ごとの個別データの点検対象機関数。②のうち、1つ以上の事務の点検を行っている機関は332自治体、労働基準監督署1署。

※2 保険者による総点検に加え、医療情報という特性も踏まえ、入念的に登録済みデータ全体について、J-LIS照会による確認を実施。9月末からJ-LIS照会・突合を開始。11月までにJ-LIS照会・突合を完了させる予定。その後、優先度に応じて段階的に、保険者・事業主で確認を行った上で、必要に応じ、本人確認を行っていく。

※3 別途、令和3年10月から令和5年9月29日までの間に7,435件の紐付け誤りを確認。

※4 マイナポータルで閲覧できる情報のうち、世帯、年金（日本年金機構分）、雇用保険等の事務は、紐付け方法が適正であることが確認されたため、点検不要。

※5 点検対象件数については、精査中の数が報告されている機関が含まれるため、今後変動があり得る。また、3桁以上の数値は有効数字2桁、2桁の数値は有効数字1桁で記載。

- 個別データの点検手順等を示した総点検マニュアルを全自治体に送付し（8月25日）、自治体向けにオンライン説明会を実施（8月29日）。
- 全自治体が点検対象となった障害者手帳に係る事務についても、全自治体向けにマニュアル案を作成し、オンライン説明会を実施（9月8日）。自治体からの意見等を踏まえ、確定版のマニュアルを配布（9月15日）。
- マイナンバー情報総点検に関する自治体からの意見・質問等は、「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用し、他の自治体からも見えるかたちで、意見交換・回答を行っている。

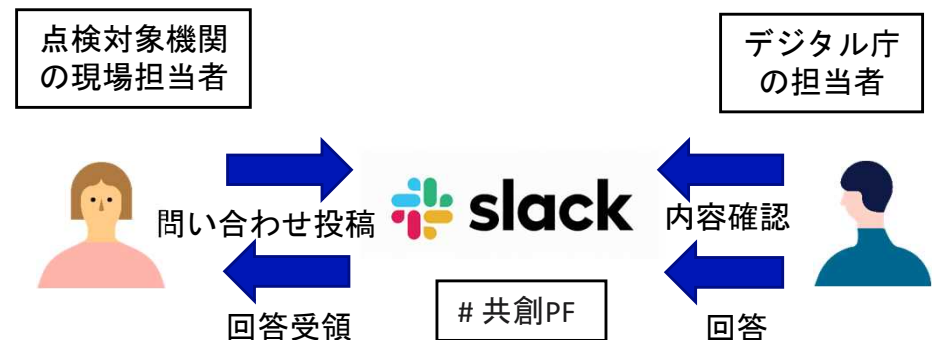
## 総点検マニュアルの主な内容

- 個別データの点検の特定個人情報保護評価の考え方
- 個別データの点検範囲
  - ・ 具体的な個別データの範囲
    - － 業務システムと住基ネットが自動連携している場合、紐付け誤りが生じることは考えづらく、住登外者のみを点検対象とする
- 総点検の体制
  - ・ 国の体制
  - ・ 地方自治体の体制
- 個別データの点検手順/点検支援ツール（大規模なデータ照合用）について

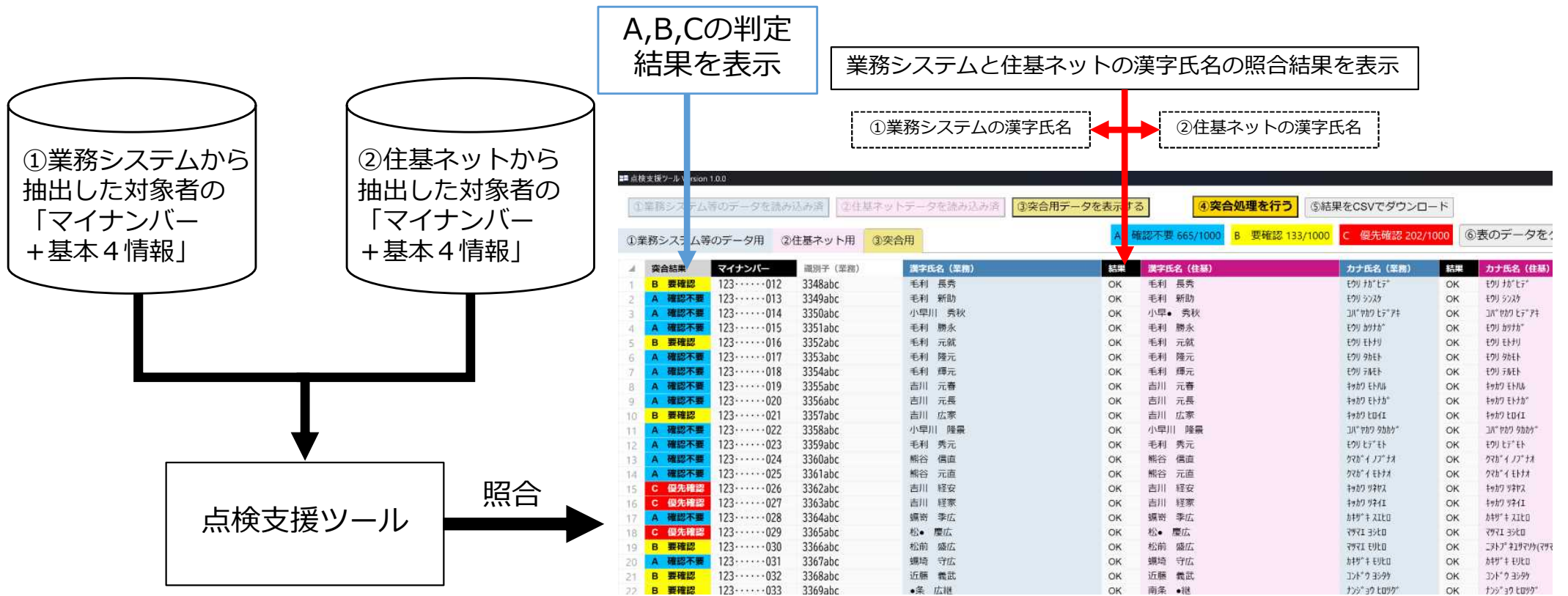
※ 点検支援ツールは、表記揺れを補正し、照合までを行えて、地方自治体も扱いやすい簡易な支援ツールをデジタル庁が用意し、必要とする自治体等に提供

- 個別データの点検の期限
- 進捗状況の公表
- 紐付け誤りが確認された際の対応等
- 点検費用

## デジタル改革共創プラットフォーム



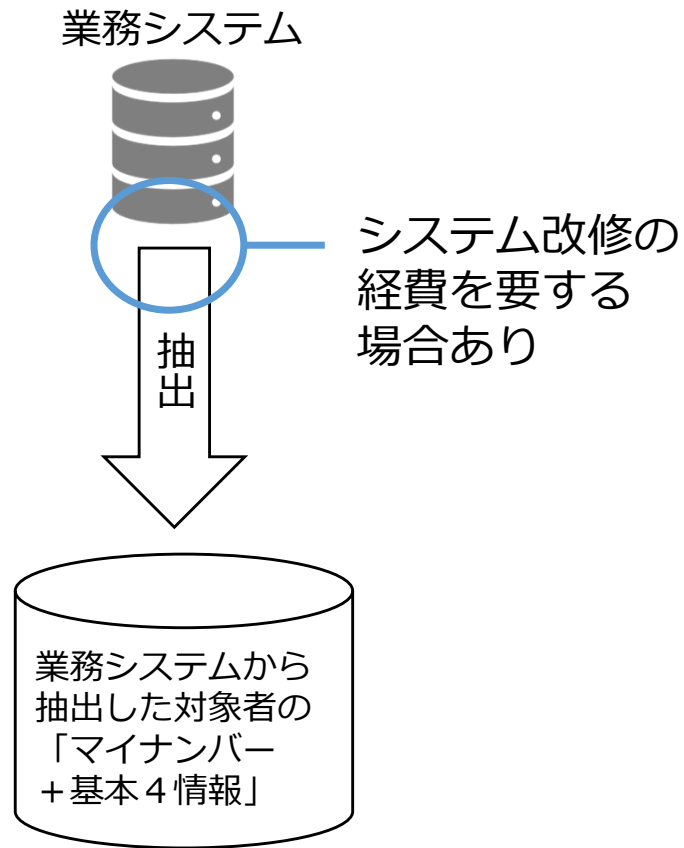
- 個別データの点検に必要な作業のうち2段階目の照合の作業省力化のため、一部自治体の協力を得て、デジタル庁において点検支援ツールを開発。点検対象機関である自治体に対して、本ツールを提供（9月29日）。
- 本ツールを活用することで、点検対象となる業務の対象者データについて、業務システム等の抽出データと住基ネットの抽出データをツール上で照合し、その結果として、「**A 確認不要（完全一致）**」、「**B 要確認（入力ミス等による不一致の可能性のあるもの）**」、「**C 優先確認（別人への紐付けの可能性が高いもの）**」をデータごとに表示。



(実際の点検支援ツールの画面。上記データはサンプル。)

※点検支援ツールでは突合するデータ間の相違について、例えば、氏名のデータでは半角・全角スペースなどの違い、住所のデータでは丁目、番地、地割、号の表記の違いなどをデータ処理によって整え、正確な照合が可能な状態にしている。

自治体における  
個別データの点検における  
データ抽出の作業例



**障害者手帳に関する事務  
(237自治体・3事務)**

- 紐付けを行う全ての自治体において一律に点検を実施することとしているため、

国費で補助

**障害者手帳に関する事務以外の事務  
(113自治体・20事務)**

- 自治体の財政負担に十分配慮するため、

特別交付税措置

# 個別データの点検に係る進捗状況について①

○ 紐付け実施機関に対して、点検対象の事務ごと（点検対象機関数単位）に、①、②、③、④のいずれの段階にあるか調査。

- ① マイナンバー＋基本4情報データの抽出作業中
- ② 照合作業中
- ③ 照合が終了し、不一致データの一部についてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手
- ④ 不一致データの全てについてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手済み 又は 確認作業終了

所得・個人住民税情報に係る事務



児童手当支給情報に係る事務



介護保険資格・給付情報に係る事務



障害支援区分認定情報に係る事務



補装具費支給情報に係る事務



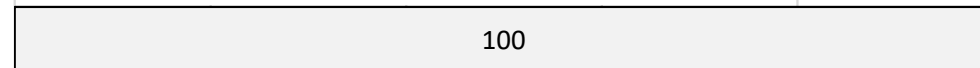
障害者自立支援に関する給付情報（更生医療）に係る事務



障害者自立支援に関する給付情報（育成医療）に係る事務



障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）に係る事務



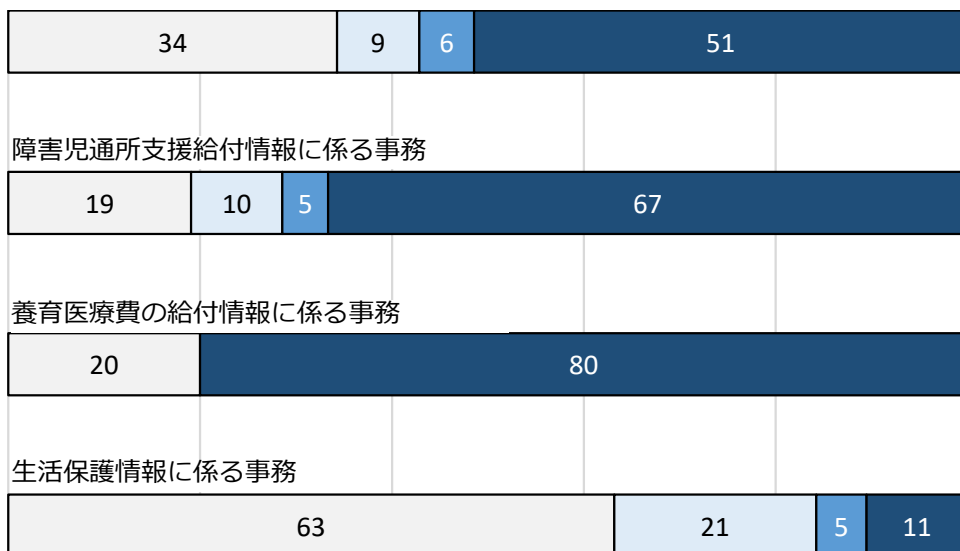
- ① マイナンバー＋基本4情報データの抽出作業中
- ② 照合作業中
- ③ 照合が終了し、不一致データの一部についてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手
- ④ 不一致データの全てについてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手済み 又は 確認作業終了

※ グラフの数値は9月25日時点のもの。

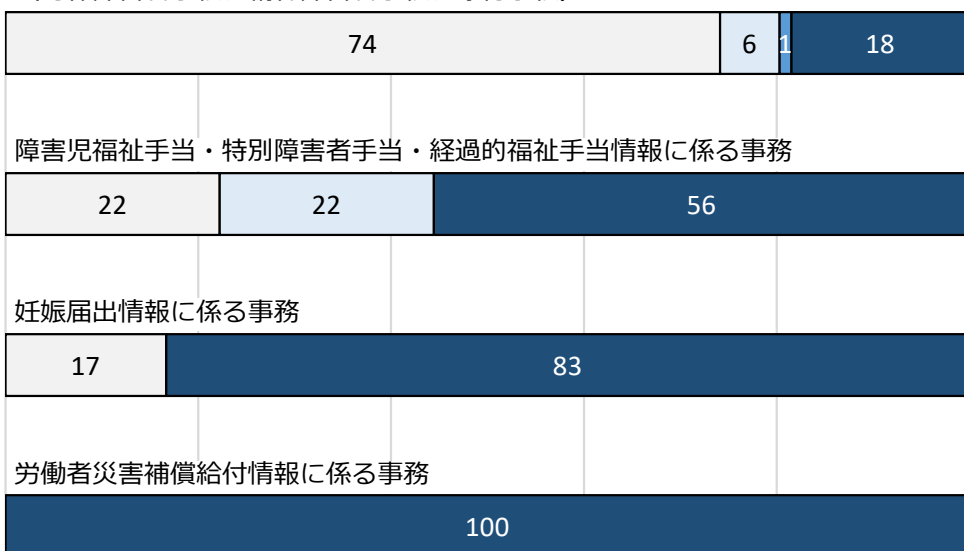
※ 点検対象機関数が2以下の事務については示していない。ただし、点検が完了した事務については掲載。

## 個別データの点検に係る進捗状況について②

障害福祉サービス受給者証情報（療養介護給付情報・施設入所支援情報を含む。）に係る事務



障害者手帳情報に係る事務  
（身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳）



- ① マイナンバー＋基本4情報データの抽出作業中
- ② 照合作業中
- ③ 照合が終了し、不一致データの一部についてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手
- ④ 不一致データの全てについてマイナンバーが本人のものか確認する作業に着手済み 又は 確認作業終了

※ グラフの数値は9月25日時点のもの。

※ 点検対象機関数が2以下の事務については示していない。ただし、点検が完了した事務については掲載。

※ 上記、労働者災害補償給付情報の点検対象機関は、既に紐付け誤りが発覚している鳴門労基署1署のみ。

その他の労基署についても点検を行っており、厚生年金等の受給状況と全件突合し、不一致が確認された案件の抽出及び住基ネット照会まで終了。今後、照合作業を行い、11月末までに点検を完了させる予定。

（参考）点検済のもの（先行して点検を行ったもの）の現状について

- ・健康保険証は、全3,411保険者のうち1,313団体において、約1,570万件の登録データを対象に総点検を実施済み（8月まで）。9月29日現在で、ほぼ確認作業を完了。
- ・共済年金は、各共済（地共済・国共済・私学事業団）において、全ての年金受給権者（約510万件）につき、総点検を実施済み（8月まで）。
- ・公金受取口座は、約5,600万件の口座を対象に総点検を実施済み（6月まで）。誤登録の可能性が高い940件について、口座情報の変更手続の案内を6月末に郵送（マイナポータルから閲覧できないように措置済み）。また、家族口座等を登録したと思われるもの約14万件について、マイナポータルによる通知を実施（初回通知：6月30日より、再通知：9月19日より）。

# 個人情報とマイナンバーの紐付け誤り事案の原因と対策

※ 9月末時点

発生したこと		主な原因	具体的な対策	
健康保険証情報の紐付け誤り	保険資格情報に他人のマイナンバーが紐付いた	8,544件 ※うち20件で薬剤情報等を閲覧 ※協会けんぽの資格重複調査で判明したものが7,114件	マイナンバーの紐付け方の誤り	1. 届出へのマイナンバーの記載義務を明確化（省令改正） 2. マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底 3. 健保組合における住民票住所の把握を必須化（省令等改正予定（12/1 施行））
共済年金情報での紐付け誤り	年金情報に他人のマイナンバーが紐付いた ※年金の支給額への影響なし	119件 （点検対象の約0.002%） ※うち発端となったもの 1件 ※うち点検で判明したもの 118件	マイナンバーの紐付け方の誤り	1. 届出へのマイナンバーの記載義務を明確化（省令改正） 2. 1. で取得したマイナンバーをもとに住基ネット照会を行い、基本 4 情報の一致を確認
公金受取口座の誤登録	他人の口座情報が登録された ※（公金受取口座の誤登録に伴う）誤給付は確認されていない	940件 （点検対象の約0.002%） ※口座登録数：約6,253万件	登録時のログアウト忘れ	1. PC・スマホで申し込む際のシステムを改修 2. 自治体窓口で申し込む際のマニュアルを遵守 3. 940名の方に口座変更手続きのお願いを通知
障害者手帳情報の紐付け誤り	手帳情報に他人のマイナンバーが紐付いた	9自治体3,030件 ※静岡県62件、宮崎県2,336件、香川県2件、秋田県3件、鳥取市485件、高知県114件、山形県23件、奈良県2件、枚方市3件	ファイル作成時に手作業で転記した際の手帳情報の紐付け誤り など	全ての紐付け実施機関において点検
労災年金情報の紐付け誤り	労災年金情報に他人のマイナンバーが紐付いた	1件 ※鳴門労基署	マイナンバーのシステム登録時に事務処理手引等のマニュアルに定める基本 4 情報の照合作業を怠ったこと	基本 4 情報の照合作業等、マニュアルに基づく事務処理の運用の徹底
課税情報の紐付け誤り	課税情報に他人のマイナンバーが紐付いた	3件 ※浦添市1件、うるま市1件、八女市1件	・マイナンバー登録時の誤り ・事業所から提出された資料におけるマイナンバーの記載誤り	事務処理の運用の徹底 （各種申告時におけるマイナンバーの記載・確認、マイナンバー照会時の確認）
障害福祉サービス受給者証情報の紐付け誤り ※障害支援区分認定情報の紐付け誤りも発生	受給者証情報に他人のマイナンバーが紐付いた	1件 ※伊丹市	住登外者に係るマイナンバー照会時に本人の情報と同一画面に表示された家族の情報を紐付け	登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底
障害者自立支援に関する給付情報（精神通院医療）の紐付け誤り	給付情報に他人のマイナンバーが紐付いた	2件 ※島根県	申請書に本人と家族のマイナンバーを両方記載しており、誤って家族のマイナンバーに紐付けた（2件とも同様の誤り）	登録作業を複数職員がチェックすること等をマニュアル化し、マニュアルに基づく事務処理の運用を徹底
生活保護情報の紐付け誤り	生活保護情報に他人のマイナンバーが紐付いた	5件 ※大田区	住基ネット等によるマイナンバー照会時に複数人が該当した場合の紐付け誤り	住基ネット等によるマイナンバー照会時の紐付け方法について、自治体のマニュアルに盛り込み、これに基づく運用を徹底



# 横断的なガイドラインの策定について

## 【ガイドライン策定の趣旨】

- これまで、マイナンバーの登録方法の統一的なガイドラインを示してこなかったことから、新規に紐付け誤りが生じないように、再発防止対策の一つとして各紐付け実施機関向けにマイナンバーの登録に係る横断的なガイドラインを策定。
- 本ガイドラインでは、各紐付け実施機関が正確なマイナンバー登録を行うために①各制度の申請時にマイナンバーの取得を原則とすること、②住基ネット照会を行う際には原則基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会を行うことなどを記載。

## 【ガイドラインの主な内容】

- マイナンバー登録事務について
  - ・ 申請時のマイナンバー取得の原則化
    - －各制度の申請時には、紐付け実施機関から申請者にマイナンバーを記載するよう明確化
  - ・ 本人確認の手段
  - ・ 住基ネット照会について
    - －氏名・生年月日・性別・住所の基本4情報で住基ネット照会を行うようシステムを改修中（事務によっては氏名・生年月日・住所の3情報による照会。）
  - ・ 住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法
    - －本人から追加情報又は業務システムにて保有する情報により基本4情報から本人を特定
- 定期的・体系的な入力誤りの発見（総点検終了後の取組）
- マイナンバー登録事務における実施体制について
- 安全管理措置
- 副本登録について